

秋田県住宅関係団体 会員各位

一般財団法人 秋田県建築住宅センター
理事長 中野 賢俊

「あきた浸水被害住宅相談員」の登録について（ご案内）

令和5年7月14日から大雨により被害を受けられた皆さまにおかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、当法人は、この度の大雨による被害を受けた方からの住宅の補修・再建等に係る相談に対応するため、県と協議のうえ、国土交通省の補助を得て、浸水被害住宅に対する相談体制を構築することとし、その一環として、「あきた浸水被害住宅相談員」制度を創設し、今般の浸水被害住宅の復旧と今後の水害対策にも資するとともに、建築専門職への県民の期待に応えてまいりたいと考えております。

つきましては、別途後援する「『浸水被害住宅の技術対策マニュアル』説明会（一般社団法人秋田県建築士会主催、令和5年8月10日ほか開催）」にご参加いただき、あきた浸水被害住宅相談員として、ご登録いただきたく、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

登録に関する実施要領の要旨（詳しくは、当法人HPからご確認いただけます。）

- ・ 一般財団法人秋田県建築住宅センターは、浸水被害世帯からの相談体制構築のため「あきた浸水被害住宅相談員」制度に登録いただける相談員を募集します。
- ・ 浸水被害住宅の相談は、原則、当法人の職員が対応後、相談者の要望等に応じ、登録済みの相談員から、現地に対応していただきます。（現地相談の日程は適宜調整します。）
- ・ 現地には複数の相談員を派遣し、移動を含めて半日程度の単位で調整します。
- ・ 相談員には当法人所定の旅費及び日当（報酬）を支給し、相談者への費用負担は求めないものとします。
- ・ 現地相談は、建築に関する知識・技術に基づく助言の範囲で行うものとし、見積書作成や業者紹介は含まないものとします。（別途相談者と修繕契約を交わすことは拒まない）
- ・ 本相談で知り得た情報は、勤務先以外の第三者に漏らすこと、他の目的に使用することを禁止します。

- ◆ 裏面の内容（次のURLからダウンロードいただけます。）を、電子メールに添付してご登録ください。（ URL : <https://www.akjc.or.jp/> ）

【問合せ先】

（一財）秋田県建築住宅センター 浸水被害相談窓口

e-mail : jouhou@akjc.or.jp 電話 : 018-836-7851

説明会で使用する『浸水被害住宅の技術対策マニュアル』は、（公社）日本建築士会連合会のホームページからダウンロードすることができます。

- ・ マニュアルダウンロードURL

http://www.kenchikushikai.or.jp/data/saigai-taiou/202306_info_1-3.pdf

(第1号様式、第3条関係)

あきた浸水被害住宅相談員登録申請書

一般財団法人 秋田県建築住宅センター 理事長 あて

申請年月日	西暦 年 月 日
登録者氏名(生年月日)	西暦 年 月 日(西暦 年 月 日)
// 住所	
// 連絡先(携帯電話番号)	() - (() -)
// メールアドレス	@
// 保有資格(該当を○で囲む)	建築士 ・ 技能士(大工) ・ 施工管理技士(建築) その他()
勤務先名称	
// 電話番号	() -
登録者個人又は勤務先の所属団体 (該当を○で囲む)	建築士会 ・ 建築士事務所協会 ・ 建設技能組合 建築労働組合 ・ 安心リフォ協議会 ・ 建設業協会 その他()
相談対応の条件(該当を○で囲む)	平日のみ可能 ・ 土日祝のみ可能 午前のみ可能 ・ 午後のみ可能 ・ 全日可能 その他()
その他の条件等	・ 当法人から窓口相談への従事依頼を受けた場合の対応について (対応可 ・ 対応不可) ・ 相談業務に従事した際の報酬について (受領する ・ 受領できない)
【注意事項】 ・ 登録後、相談業務に従事いただく際に、報酬等の振込条件をお聞きします。(振込先は、登録者個人名義の口座に限ります。) ・ 現地相談には複数の相談員を派遣し、移動を含め半日程度で日程調整します。 ・ 相談員にはセンター所定の旅費及び日当を支給し、相談者に対する費用負担は求めないものとします。 ・ 現地相談は、建築に関する知識・技術に基づく助言の範囲で行うものとし、見積書作成や業者紹介は含まないものとします。(別途相談者と修繕契約を行うことは拒みません。) ・ 本相談で知り得た情報は、勤務先以外の第三者に漏らすこと、他の目的に使用することを禁止します。 以上の注意事項を理解したうえで、登録を申請します。	